

# 大野城市建設工事総合評価方式試行要領

平成19年11月1日

要領第5号

## (趣旨)

第1条 この要領は、大野城市が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の13において準用する同政令第167条10の2の規定に基づき、総合評価方式による入札を試行する場合の事務処理について必要な事項を定める。

## (指名委員会)

第2条 評価の方法及び技術評価の基準(以下「落札者決定基準」という。)の審査を大野城市指名業者等選考委員会設置規程(平成12年規程第15号)に規定する第1指名業者等選考委員会において行う。

## (総合評価技術委員会)

第3条 市長は、総合評価方式による入札を行おうとするとき、総合評価方式による入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、福岡県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

## (総合評価の方法及び形式)

第4条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

技術評価点=標準点+加算点

評価値=[技術評価点(標準点+加算点)] / [入札価格]

2 総合評価の形式は、次のとおりとする。

### (1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画や過去の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当と判断される工事を対象とし、入札参加希望者から提出された施工計画及び施工実績等により技術力を評価する。

(2) 特別簡易型

高度な技術を要さない一般的な工事を対象とし、施工実績等により技術力を評価する。

(技術評価の基準)

第5条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(指名通知書等に示す事項)

第6条 総合評価方式により入札を行う場合、指名通知書により、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 総合評価方式による入札であること。

(2) 落札者決定基準

(3) 技術評価の評価項目及び配点に関すること。

(技術提案書等の提出)

第7条 指名業者は、第4条第2項に規定する総合評価の形式に従い、施工計画、施工実績又は技術提案等（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。

2 技術提案書等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 技術提案書等の作成等に要する費用は、指名業者の負担とする。

(2) 技術提案書等の返却及び公表は原則として行わないものとする。

(3) 技術提案書等の提出後における提案内容の変更は認めない。

(落札者の決定)

第8条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第4条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(技術提案の保護等)

第9条 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に用いられているものと認められる場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

2 技術提案書等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

(入札手続き)

第 10 条 入札手続きについては、「福岡県における総合評価方式活用ガイドライン」に準じて実施する。

(その他)

第 11 条 本要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。